

関東経済産業局主催
「J-クレジットフォーラム2025 最新動向と実践相談会」

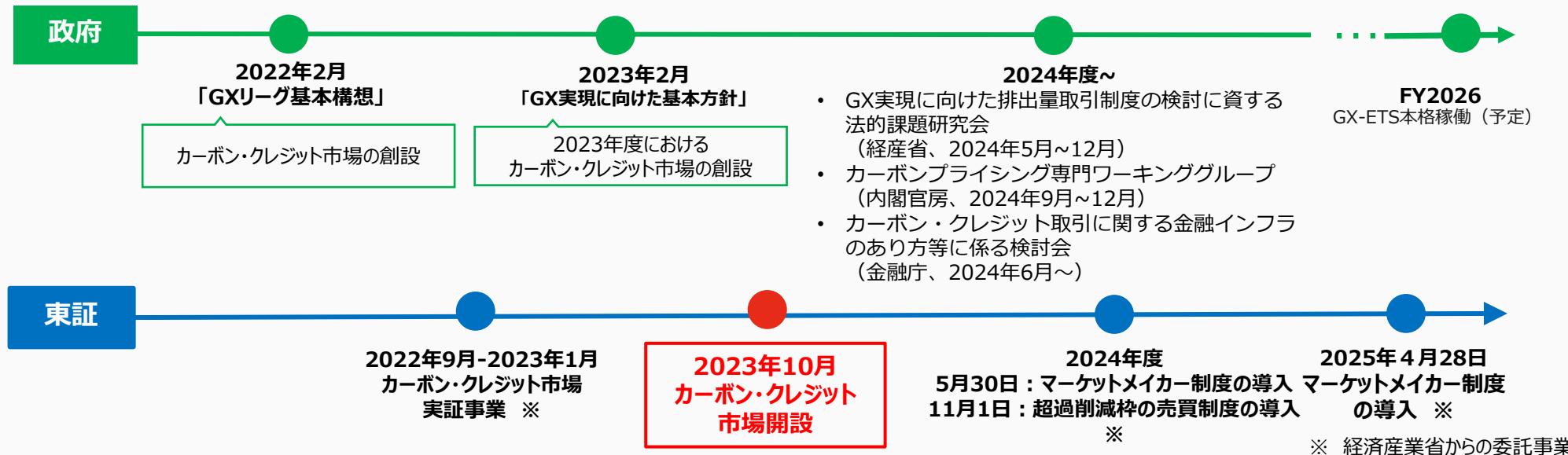
東証カーボン・クレジット市場について

株式会社東京証券取引所
カーボン・クレジット市場整備室
2025/12/17

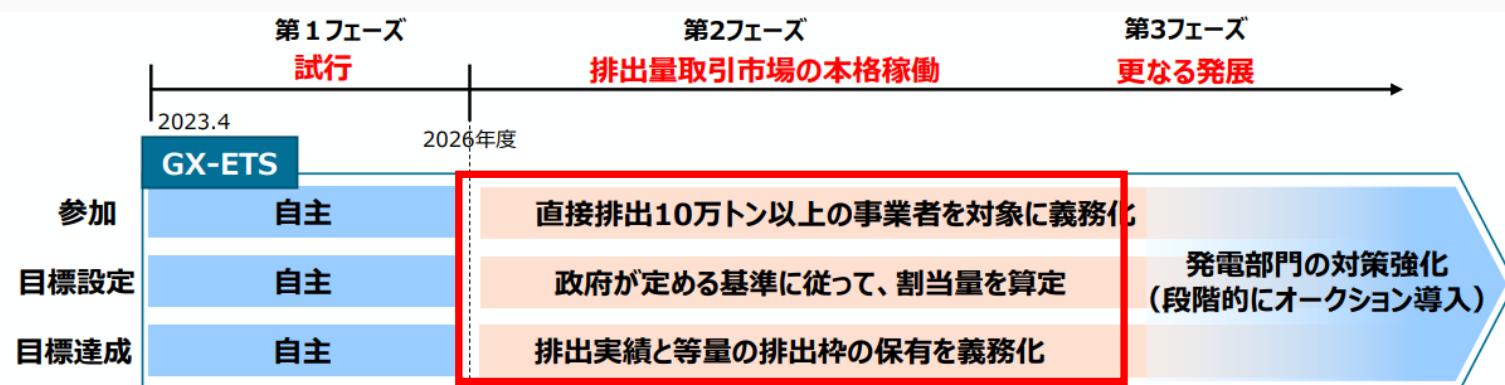


カーボン・クレジット市場について

- 東京証券取引所は2022年の市場実証の結果と2023年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」を受け、取引所としての日本のカーボン・プライシングへの貢献の観点から、2023年10月11日に、正式にカーボン・クレジット市場を開設。

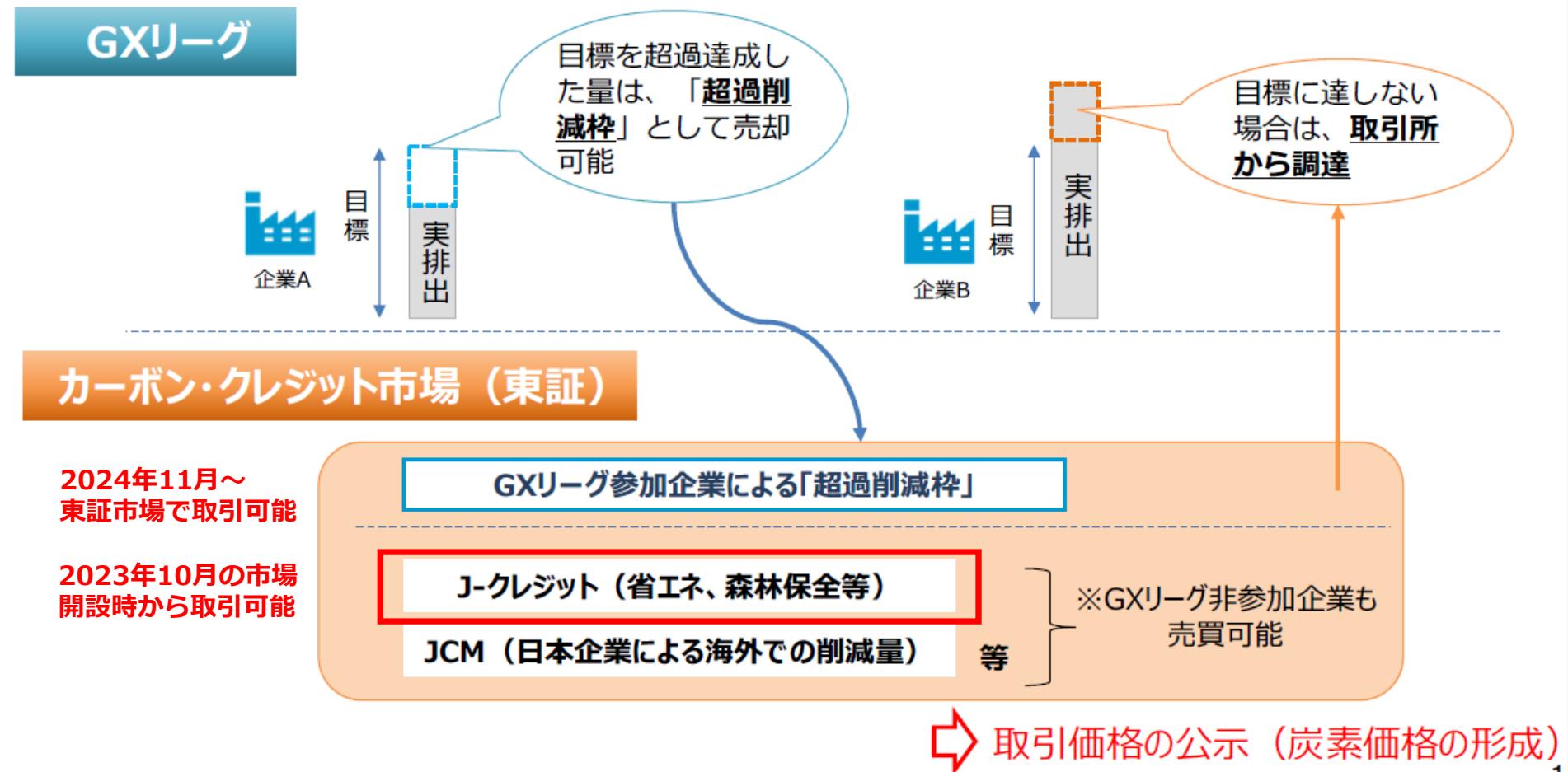


- GX-ETS第2フェーズの制度内容（赤枠）を規定するGX推進法の改正法が、2025年5月28日に成立。さらに7月2日から産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会において制度の詳細を議論中。



「GXリーグ」とカーボン・クレジット市場の関係

- GXリーグ参画企業が、自ら掲げる目標達成に向け、他のGXリーグ参画企業による超過削減枠や、一般に流通するカーボン・クレジットの取引を行うための場として、カーボン・クレジット市場を創設。（本年度は、東京証券取引所で実証を実施）



出典：GXリーグ設立準備事務局「来年度から本格稼働するGXリーグにおける排出量取引の考え方について」に一部東証で加筆

J-クレジットの概要及び売買チャネル

- J-クレジット制度とは、省エネ・再生可能エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。
- J-クレジットの売買は基本的に相対取引もしくは入札販売によって実施されていたが、実証においては、取引所においても売買が可能となった。



(出所) J-クレジット制度HP掲載資料「J-クレジット制度について」
https://www.japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf

	相対取引	入札販売	取引所取引
売買チャネル	J-クレジットプロバイダー、自ら取引相手を探す等	J-クレジット制度事務局 (みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)	取引所
売買のタイミング	いつでも	年2回 (1月・4月)	毎営業日
クレジット移転	売買契約完了後 契約完了までの期間は (~1か月程度)	売買契約完了後 契約完了までの期間は (~1か月程度)	約定日の翌日から 5営業日後
クレジットの指定	詳細な条件※を指定して売買可能 ※クレジットの発行者、創出年、地域等	事前に公示されたクレジットを購入可能	クレジットの指定は不可
取引の情報	売買の当事者しか分からぬ	落札価格や数量が公表される	売買された価格や数量が 毎営業日公表される



カーボン・クレジット市場の制度概要（売買・決済）

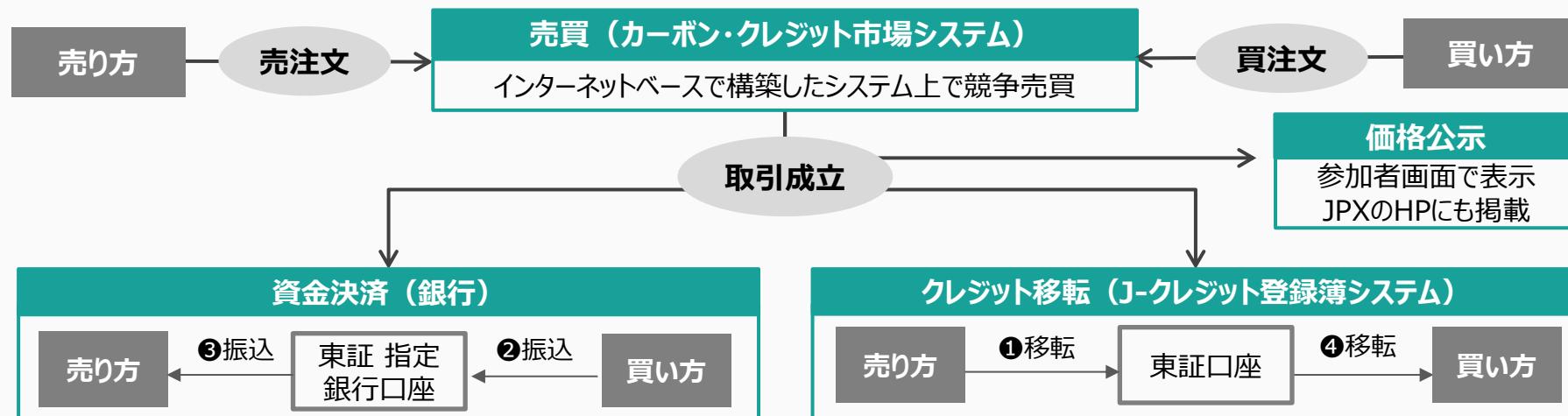
- カーボン・クレジット市場システムはインターネットベースで構築されており、J-クレジットの制度概要、売買・決済のスキームは以下のとおり。

＜制度の概要＞

項目	概要
売買の対象	J-クレジット
市場参加者	法人、政府、地方公共団体又は任意団体（個人は不可）
売買の方法	午前1回（11:30）/午後1回（15:00）の節立会
注文受付時間	8:00-11:29 / 12:30-14:59
売買の区分	省エネ、再エネ（電力）、再エネ（熱）、森林など9種類+旧制度関係の8種類
売買単位・呼値の単位	1t-CO ₂ ・1円（注文は指値注文のみ）
制限値幅	基準値段の上下90%
決済日	約定成立日から起算して6営業日（T+5）※
決済方法	代金（買い方）及びクレジット（売り方）の授受

※T日はTrading Dayの略。

＜売買・決済のスキーム＞



- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定。

第一階層（制度）	第二階層（大分類）
J-クレジット	省エネルギー 再生可能エネルギー（電力） 再生可能エネルギー（熱） 再生可能エネルギー（電力・熱混合） 森林 再生可能エネルギー（電力：木質バイオマス） 農業（中干し期間の延長） 農業（バイオ炭） その他 ※廃棄物・工業プロセスを含む
国内クレジット制度からの移行型	国内クレジット
J-VER制度からの移行型	J-VER（森林） J-VER（その他）
地域版J-クレジット	地域版クレジット
J-VER（未移行）	J-VER（未移行）森林 J-VER（未移行）その他
地域版J-VER（未移行）	地域版J-VER（未移行）
国内クレジット（未移行）	国内クレジット（未移行）
超過削減枠	（指定なし）

カーボン・クレジット市場システムについて

注文の発注・変更・取消

約定照会

決済状況の確認

相場情報の確認

(参考) 売買の区分と移転するクレジットの指定

- 売り注文の場合は、注文時に、売買が成立した場合に移転するクレジットを予め指定。

	発注時に入力する項目	主な内容
1	売買の区分	第一階層（制度）、第二階層（大分類）を選択
2	売付け又は買付けの区別	売付け又は買付けの区分を選択
3	売付けの場合は、当該売付けが成立した場合に移転する カーボン・クレジットに関するクレジット認証番号	クレジット認証番号（J-クレジット場合、認証時にプロジェクトの 認証ごとに付与される番号）を入力
4	注文数量	最低単位1t-CO2以上の数量を入力
5	注文値段	注文値段（1円単位）を入力

※ 呼値とは、一般に取引参加者が取引所の市場において売買を行おうとする際に、その売買注文の内容（売付け又は買付け、注文数量、注文値段等）を表示することをいいます。

※ カーボン・クレジット市場においても、呼値を行う際は以下を内容をカーボン・クレジット市場システムに入力し、明らかにする必要があります。

売り注文発注画面

売買区分名	売り
クレジット認証番号	1002401
制度名	J-クレジット
分類名	再エネ（電力）
方法論名	(指定なし)
PJ番号	24
実施者名	国立大学法人宮崎大学
地域名	九州・沖縄
注文数量	
注文値段	

分類設定
「分類設定」ボタンを押下すると、「省エネルギー」「森林」といった方法論（大分類）の売買の区分を指定した買い注文に対する売り注文になります。

方法論設定
「方法論設定」ボタンを押下すると、個別方法論の売買の区分を指定した買い注文に対する売り注文になります。個別方法論の各区分での売買が不可の場合は、「方法論名：（指定なし）」が自動的に表示され、「分類設定」を押下し売買する場合と同様の売り注文となります。

上限： 4,200 円
下限： 1 円

買い注文発注画面

売買区分名	買い
制度名	J-クレジット
分類名	再エネ（電力）
方法論名	(指定なし)
注文数量	
注文値段	

上限： 4,200 円
下限： 1 円

「カーボン・クレジット市場参加者」制度の概要

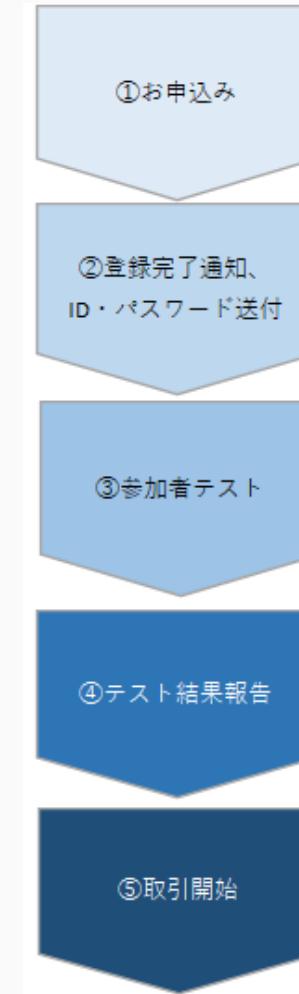
- 本市場に参加するためのステータスとして、「カーボン・クレジット市場参加者」を設定
- 基本的に個人以外でかつ決済が行える業務体制になっていれば登録可能。
※次の登録申込締切日は12月30日（最短2月9日より取引可能）

＜登録までのフロー＞

登録の要件	
a	法人、政府、地方公共団体又は任意団体のいずれかであること
b	業務を安定的に行う体制が整っていること（各担当者 2名以上）
c	当取引所の参加者として十分な社会的信用を有し、社会的信用の欠如している者その他当取引所の目的及び市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること
d	債務超過でないこと
e	預貯金口座及びクレジット登録簿の口座を開設していること並びに適格請求書発行事業者であること
f	代表者、役員又は重要な使用人のいずれかが当取引所の定める欠格事由に該当しないこと

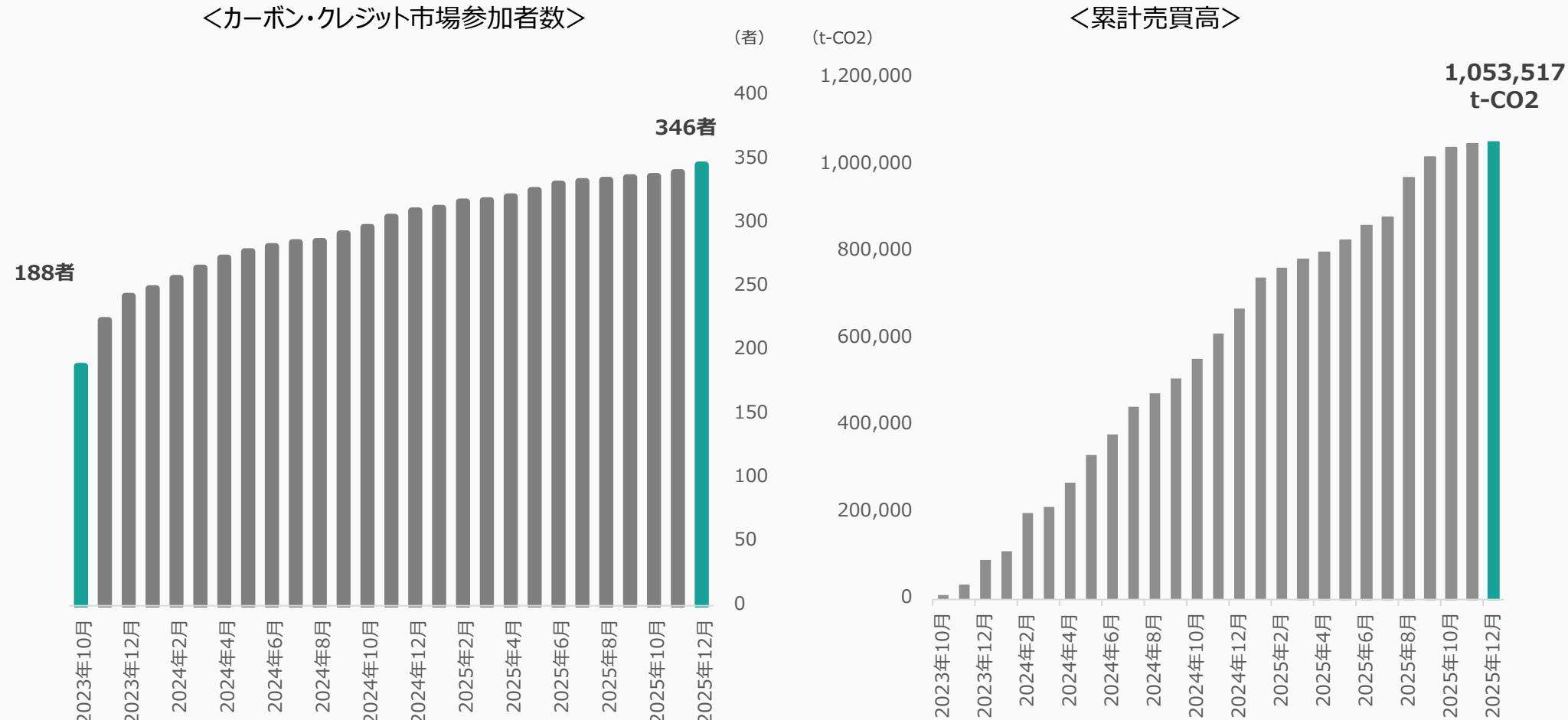
※ eの要件について、登録手続において当取引所の市場において市場参加者として売買を行う対象（J-クレジット/超過削減枠のいずれか又は双方）を指定（指定クレジット）。

※ 指定クレジットの別は参加者名と共に、東証のウェブサイトで一律公表。



参加者登録・売買状況（概要）

- 2025年12月10日時点で346者（うち、J-クレジット341者、超過削減枠38者）が参加者登録※
- 市場開設以来、2025年12月11日までに、合計1,053,517t-CO2の売買が成立。



※参加者数はJ-クレジットと超過削減枠で重複あり

- 2025年12月10日時点で、2022年度の実証事業の参加者（当初145者、最終的に183者）を上回る346者が参加者に登録。以降も、申込みは随時受け付けており、参加者数は今後増加する見込み。
- 業種別では、**電気・ガス業が大幅に増加（実証時比+45）**し、再エネ事業者や大量排出事業者の関心の高まりが表れているものと思料。

＜参加者の内訳-業種別＞

業種大分類	現在	実証時	増減
国・地方公共団体	6	3	3
水産・農林業	17	10	7
鉱業	2	1	1
建設業	13	11	2
製造業	38	29	9
電気・ガス業	67	22	45
運輸・情報通信業	28	17	11
商業	45	25	20
金融・保険業	41	20	21
不動産業	6	3	3
サービス業	53	31	22
その他	30	11	19
合計	346	183	163

※ 参加者による登録申込時の情報をもとに集計

＜超過削減枠の参加者38社の内訳＞

株式会社イトーキ	クレアトウラ株式会社	日本GXグループ株式会社
株式会社ウェイストボックス	株式会社京葉興業	HARIO株式会社
株式会社ウフル	株式会社Sustech	ブリックレイヤー・アセット・マネジメント株式会社
エー・シー・ティー日本株式会社	株式会社J E R A	丸紅株式会社
株式会社ExRoad	住友商事株式会社	三菱H C キャピタル株式会社
ENEOS株式会社	脱炭素化支援株式会社	大和電機株式会社
カーボンフリーコンサルティング株式会社	中国電力株式会社	UNIVERGY株式会社
関西電力株式会社	東京瓦斯株式会社	ランデス株式会社
九州電力株式会社	日本製紙株式会社	Revalue株式会社
株式会社クボタ	日本郵政株式会社	株式会社徳岡テクノ
住友林業株式会社	株式会社エスプールブルードットグリーン	Codo Advisory株式会社
三井物産株式会社	デンカ株式会社	e-dash株式会社
株式会社光陽社	株式会社enechain	-

市場開設以降の売買状況

- 2023年10月11日に市場開設以来、2025年12月11日までに、合計1,053,517t-CO2の売買が成立。

〈市場開設後の売買状況〉

クレジットの種類	約定値段（円）		売買高 (t-CO2)	一日平均売買高 (t-CO2)
	加重平均	安値～高値		
省エネルギー	2,854	1,510～5,450	346,274	655
再エネ（電力）	4,629	1,500～6,600	629,479	1,192
再エネ（電力：木質バイオマス）	3,845	1,850～5,400	28,620	70
再エネ（熱）	3,495	2,000～5,500	27,941	53
森林	5,607	4,650～9,900	19,185	36
J－VER（未移行）森林	5,300	4,900～8,450	762	1
農業（中干し期間の延長）	4,352	3,000～5,374	120	1
国内クレジット	2,850	2,850～2,850	908	2
国内クレジット（未移行）	3,467	2,800～3,500	226	0
その他	1,150	1,150～1,150	2	0
合計		—	1,053,517	1,992

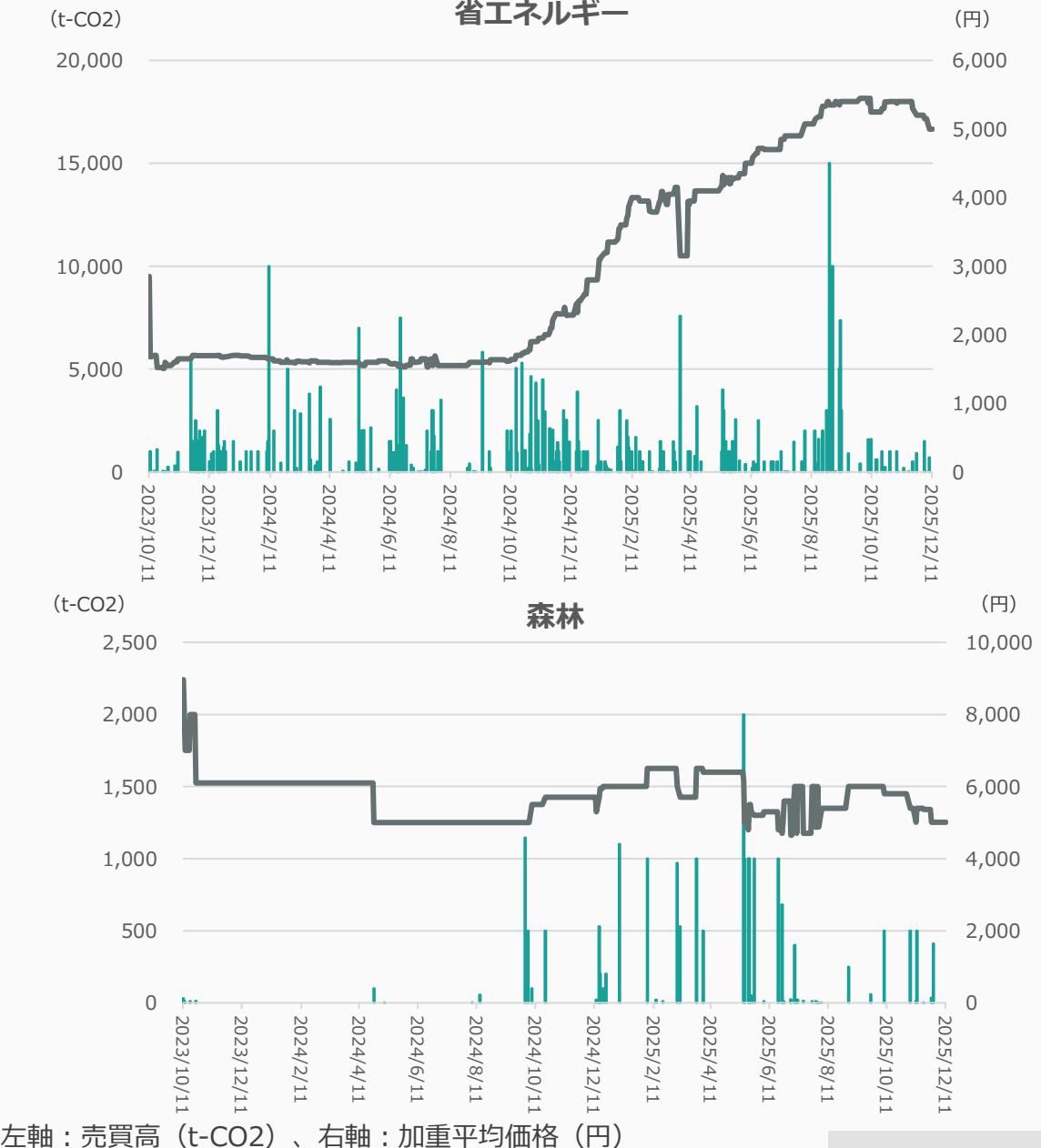
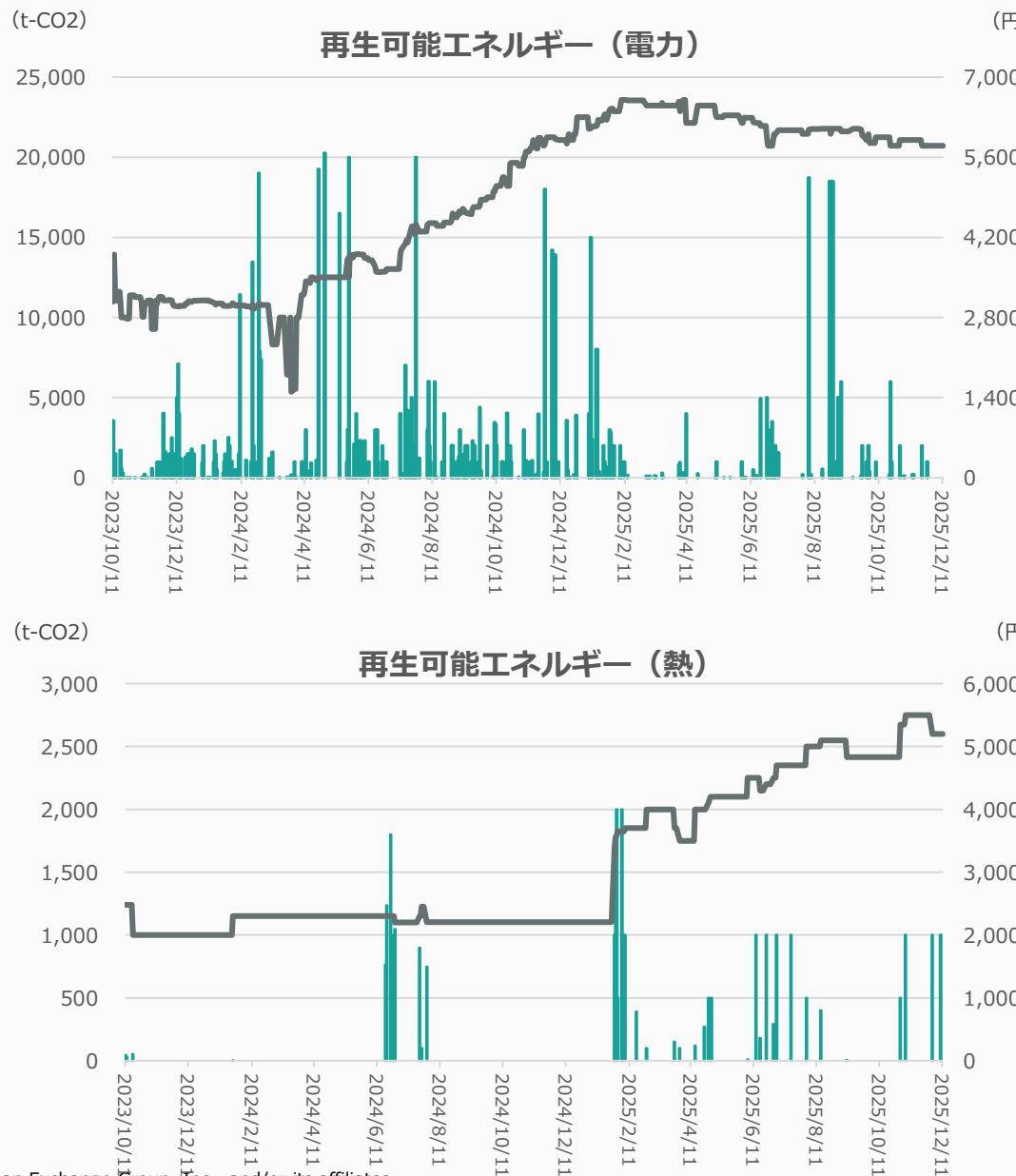
（参考）2022年度（実証事業）の売買状況

※再生可能エネルギー（電力）は取引を休止した日があり当該日を除く平均。合計の平均は左記休止した日も含めて平均を算出しているため、個別クレジットごとの合計と不一致となります。

クレジットの種別	約定値段 (加重平均・円)	売買高 (t-CO2)
省エネルギー（J-VERも含む）	1,431	73,619
再生可能エネルギー	2,953	75,255
森林（J-VERも含む）	14,571	59
合計	-	148,933

- 85営業日中50営業日約定成立
- 一日平均売買高**1,752t-CO2**
- ✓ 政府保有分売却開始（2022/11/16）以前の一日平均売買高**166t-CO2**

価格・売買高推移



左軸：売買高 (t-CO2) 、右軸：加重平均価格 (円)

参考

- 経済産業省令和5年度委託事業として、マーケットメイカー制度を試行的に実施。

実施期間：2023年11月27日～2024年2月29日

- 2024年度、2025年度もマーケットメイカー制度を導入し、下記の4社を指定。

実施期間：2024年5月30日～2025年3月21日

実施期間：2025年4月28日～2026年3月13日

＜マーケットメイカー4社＞

住友商事株式会社、大和証券株式会社、丸紅株式会社、株式会社みずほ銀行 (五十音順)

＜マーケットメイカー（MM）制度の概要＞

項目	概要
マーケットメイカーの申請資格（指定要件）	① カーボン・クレジット市場参加者であること ② ジークレジットの取り扱い実績があること ③ 市場でジークレジットを流通させるための体制が整っていること
対象の売買区分	省エネルギー、再生可能エネルギー（電力）
呼値提示対象時間	毎営業日セッション2（午後）の13:00～15:00
条件充足率	50%
マーケットメイクに係る呼値の値段	省エネ・再エネ（電力）共に200円
マーケットメイクに係る売呼値の最低数量	省エネ：500トン、再エネ（電力）：1,000トン
マーケットメイクに係る買呼値の最低数量	省エネ：500トン、再エネ（電力）：1,000トン

(経済産業省令和6年度委託事業) マーケットメイカー制度実施の効果

- マーケットメイカー制度の導入によって、1日あたりの平均取引量が省エネクレジットでは2.1倍、再エネクレジットでは4.5倍に増加。また、いずれのクレジットも取引価格のボラティリティが小さくなる等、流動性の向上・取引価格の安定化の効果がみられた。

<省エネルギー>

期間	約定値段 (円)		売買高 (t-CO2)	一日平均売買高 (t-CO2)
	加重平均	安値～高値		
開設後 (2023/10/11-2025/3/21)	1,937	1,510～4,090	235,542	673
制度導入前 (2023/10/11-2023/11/24)	1,642	1,510～2,850	10,682	345
制度導入後 (2023/11/27-2024/2/29 +2024/5/30-2025/3/21)	<u>2,016</u>	<u>1,530～4,090</u>	<u>190,722</u>	<u>736</u>

約2.1倍

<再生可能エネルギー（電力）>

期間	約定値段 (円)		売買高 (t-CO2)	一日平均売買高 (t-CO2)
	加重平均	安値～高値		
開設後 (2023/10/11-2025/3/21)	4,257	1,500～6,600	498,313	1,424
制度導入前 (2023/10/11-2023/11/24)	3,031	2,601～3,900	10,535	340
制度導入後 (2023/11/27-2024/2/29 +2024/5/30-2025/3/21)	<u>4,480</u>	<u>2,910～6,600</u>	<u>394,014</u>	<u>1,521</u>

約4.5倍

- ジークレジットにおける売買の方法等は以下のとおり。

項目	概要
売買の方法	<ul style="list-style-type: none">・ 売買立会による売買は、競争売買により行います。・ 売買立会は、午前1回（11:30）及び午後1回（15:00）とします。（※ザラバはありません）
注文受付時間	<ul style="list-style-type: none">・ 8:00～11:29 / 12:30～14:59
注文の種類	<ul style="list-style-type: none">・ 指値注文のみとします。（※注文値段を指定しない成行注文はできません）
注文の有効期間	<ul style="list-style-type: none">・ 入力された注文は、原則当日限り（最大30営業日まで設定可能）です。・ 呼値の制限値幅を超えた注文は、取り消されます。・ 入力した注文は取り消されない限り、順次、次の立会（翌日の立会を含みます。）に持ち越されます。

＜売買約定成立の方法＞

- 本市場における競争売買は、売買の区分ごとに売り注文と買い注文を集約し、以下の呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させることにより行う（板寄せ方式）。
- 売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、対当値段以下の値段による売呼値の合計数量と対当値段以上の値段による買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とする。
- 呼値の変更を行った場合、注文数量の変更（数量削減）の場合は変更前の時間を、注文値段の変更又は注文数量の変更（数量増加）の場合は変更後の時間を基準とする。

呼値の順位
① 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先します。
② 同一値段の呼値については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先します。

＜決済手順＞

約定成立日から起算して5営業日（T+4）以降に実施します。

タイミング	概要	詳細
① 決済日前々日（T+3）の13:00まで		1 a
① 決済日前日（T+4）の11:00まで	売り方→東証へのクレジット移転	売り方参加者は、東証に対し、クレジットの移転を行います。
② 決済日（T+5）の11:00まで	買い方→東証への資金振込	買い方参加者は、東証に対し、支払代金を振り込みます。
③ 決済日の11:00以降	東証→売り方への資金振込	東証は、売り方参加者に対し、②で受領した受領代金を振り込みます。
④ 決済日の11:00以降	東証→買い方へのクレジット移転	東証は、買い方参加者に対し、①で受領したクレジットの移転を行います。

※ 決済の相手方については、表示しない。

＜決済不履行等に伴う取り扱い＞

a	①決済日前々日（T+3）の13:00までにクレジットの移転が困難であることを売り方が東証に申請した場合、当該売買約定を取り消します。
b	①決済日前日（T+4）の11:00までに売り方から東証へのクレジット移転がない場合、当該売買約定を取り消します。
c	②決済日（T+5）の11:00までに買い方から東証への資金振込がない場合、①で売り方から東証が預かっているクレジットを売り方に返還し、当該売買約定を取り消します。

※ 上記のとおり、売買約定の取消しが発生した場合、当該売買約定に関連して参加者が東証に移転したクレジット又は東証に振り込んだ資金は参加者に返還しますが、その他、参加者に当該取消しに伴う費用又は損害が生じたとしても、当該費用又は損害は当該参加者自身が負担することになります。

- 本市場において、カーボン・クレジット市場参加者が売買を行おうとするときは呼値を行い、以下の項目をカーボン・クレジット市場システムに入力し明らかにする必要があります。

〈本市場における呼値〉

呼値の項目	主な内容
① 売買の区分	東証が定める売買の区分を選択
② 売付け又は買付けの区別	売付け又は買付けの区分を選択
③ 売付けを行おうとするときは、当該売付けが成立した場合に移転するカーボン・クレジットに関するクレジット認証番号	売付けの場合はクレジット認証番号（※）を入力
④ 注文数量	最低単位1t-CO2以上の数量を入力
⑤ 注文値段	制限値幅内で注文値段（1円単位）を入力 ※制限値幅外の値段を入力するとエラーとなる

※クレジット認証番号とは、J-クレジットの場合、認証時にプロジェクトの認証ごとに付与される番号です。

- 本市場の呼値の制限値幅は基準値段の上下90%とします。

本市場における呼値の制限値幅の決定方法

(例) 基準値段が1,995円の場合、呼値の制限値幅は以下のとおり。

呼値の制限値幅 : $1,995\text{円} \times 90\% = 1,795.5\text{円} \rightarrow \text{端数を切り捨てて} 1795\text{円}$

呼値の制限値段（上限） : $1,955\text{円} + 1,795\text{円} = 3,750\text{円}$

呼値の制限値段（下限） : $1,955\text{円} - 1,795\text{円} = 160\text{円}$

本市場における基準値段の決定方法

基準値段は、直前の立会において約定が（1）成立した場合と（2）不成立の場合で異なる。

（1）直前の立会で約定が成立した場合 → **直前の立会の約定値段**

（例）前取引日の2回目の立会（又は当日の最初の立会）において約定値段が2,800円の場合、

当日の最初の立会（又は2回目の立会）における基準値段は2,800円。

（2）直前の立会で約定が成立しない場合 → **直前の立会の基準値段**

（例）前取引日の最初の立会の約定値段 : 2,900円

前取引日の2回目の立会の約定値段 : 約定不成立

この場合、当日の最初の立会の基準値段は、

前取引日の2回目の立会において約定が不成立となったことから直前の立会の基準値段※の2,900円。

※前取引日の2回目の立会の基準値段 = 前取引日の最初の立会の約定値段

売買の区分について (1/3)

- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定します。
- 「大分類」（第二階層）の区分に加えて、「小分類」（第三階層）の区分も制度上ございますが、「小分類」（第三階層）を売買の区分とした売買は行わないこととします。
- 「大分類」（第二階層）のうち、J-Creditは各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）に基づき売買の区分を設定します。

第一階層	第二階層	第三階層	概要
J-Credit	省エネルギー	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-Credit制度で定める省エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-Creditのうちモニタリング報告書（注1）において省エネ量（kWh）のみが正の数であるJ-Creditからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー（電力）	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-Credit制度で定める再生可能エネルギーの方法論（「バイオマス 固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論を除く。）のみを用いて認証されたJ-Creditのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（MWh）のみが正の数であるものからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー（熱）	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-Credit制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-Creditのうちモニタリング報告書において再エネ量（熱）（GJ）のみが正の数であるものからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー（電力・熱混合）	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-Credit制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-Creditモニタリング報告書において次の各号に掲げる数値のいずれか二以上が正の数であるものからなる区分をいう。 (1) 「バイオマス 固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」以外の方法論のみを用いて認証されたJ-Creditのうち再エネ量（電力）（MWh） (2) 「バイオマス 固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論のみを用いて認証されたJ-Creditのうち再エネ量（電力）（MWh） (3) 再エネ量（熱）（GJ）
	森林	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-Credit制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJ-Creditからなる区分をいう。

（注1）モニタリング報告書とは、J-Credit制度における各クレジットにおけるモニタリング報告書を指します。

売買の区分について（2/3）

- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定します。
- 「大分類」（第二階層）の区分に加えて、「小分類」（第三階層）の区分も制度上ございますが、「小分類」（第三階層）を売買の区分とした売買は行わないこととします。
- 「大分類」（第二階層）のうち、J-クレジットは各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）に基づき売買の区分を設定します。

第一階層	第二階層	第三階層	概要
J-クレジット	再生可能エネルギー（電力：木質バイオマス）	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論（「バイオマス固体燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（MW h）のみが正の数であるものからなる区分をいう。
	農業（中干し期間の延長）	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める農業の方法論（「水稻栽培における中干し期間の延長」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	農業（バイオ炭）	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める農業の方法論（「バイオ炭の農地施用」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	その他	(指定しない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないJ-クレジットからなる区分をいう。

売買の区分について (3/3)

- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定します。
- 「大分類」（第二階層）の区分に加えて、「小分類」（第三階層）の区分も制度上ございますが、「小分類」（第三階層）を売買の区分とした売買は行わないこととします。
- 「大分類」（第二階層）のうち、J-クレジットは各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）に基づき売買の区分を設定します。

第一階層	第二階層	第三階層	概要
国内クレジット制度からの移行型	国内クレジット	(指定しない)	2から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。
J-VER制度からの移行型	J-VER（森林）	(指定しない)	3から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-VER制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	J-VER（その他）	(指定しない)	3から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないJ-クレジットからなる区分をいう。
地域版J-クレジット、J-VER（未移行）、地域版J-VER（未移行）、国内クレジット（未移行）	地域版クレジット	(指定しない)	4から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。
	J-VER（未移行）森林	(指定しない)	0から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-VER制度で定める森林吸収方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットからなる区分をいう。
	J-VER（未移行）その他	(指定しない)	0から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないJ-クレジットからなる区分をいう。
	地域版J-VER（未移行）	(指定しない)	9から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。
	国内クレジット（未移行）	(指定しない)	8から始まる7桁のクレジット認証番号をもつJ-クレジットからなる区分をいう。
超過削減枠	(指定しない)	(指定しない)	G Xリーグ事務局が定めるG Xリーグ規程第3条に規定する超過削減枠をいう。

用途	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法 での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法 での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
省エネ法 での報告 (定期報告における非化石エネルギー使用割合の報告)	○	○	△※2	×	×
カーボンオフセット	○	○	○	○	○
GXリーグ における排出量実績の報告	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBT への報告	○※1※3	○※1※4	×※5	×※5	×※5
RE100達成 のための報告	○※1※3※6※7	×	×	×	×
SHIFT事業 の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル行動計画 の目標達成	△※8	△※8	△※8	○	△※8

*1 報告可能なプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

*2 EN-S-019、EN-S-043、EN-S-044の方法論に基づいて実施されるプロジェクト由来（非化石エネルギーを活用するものに限る）のみ利用可。

*3 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ（電力）のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

*4 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ（熱）のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

*5 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

*6 2021年8月のRE100の基準引き上げ：①自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。②Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。

*7 2022年10月のRE100の基準引き上げ：原則として、設備稼働日より15年を超えたプロジェクト由来の再エネJクレ使用不可。

*8 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可。

出典：J-クレジット事務局 「J-クレジットの使い方」 https://japancredit.go.jp/data/pdf/mv_credit_tougouban.pdf

(参考) GX-ETSにおける排出枠とクレジット

	第1フェーズ (2023~2025年度)	第2フェーズ (2026~2030年度?)	
キャップ&トレード	超過削減枠 (付与) グループGについて、期間終了後に、NDC相当水準を超過して削減した分に事後的に付与 (償却) 自主設定目標未達分 ※第2フェーズへのバンキング（義務達成手段）：不可	排出枠 (付与) 制度対象者（義務負担）に対して年度ごとに前年度に付与（当面は無償割当） (償却) 各年度の排出実績と同量 ※第3フェーズへのバンキング（義務達成手段）：？	
ベースライン&クレジット (適格カーボン・クレジット)	J-クレジット	J-クレジット	上限：各年度の実排出量の10%
	JCM	JCM ※SHKに準拠し2021年以前の取組み由来のクレジットは2025月3月31日までの発行等の制約あり	
	一定の要件を満たす上記以外の国内外のボランタリー・クレジット	【不可】	

出典：各種資料より東証で作成

【カーボン・クレジット市場特設サイト】

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>

※市場参加者への登録手続

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/participants/index.html>

※日々の売買状況（相場表）

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html>



【本資料や市場へのご参加等に関するお問い合わせ】

- 株式会社東京証券取引所 カーボン・クレジット市場整備室
E-mail : carbon_info@jpx.co.jp

【本資料に関する注意事項】

- 本資料は情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘や特定の市場参加者等との取引を推奨することを目的として作成されたものではありません。
- 本資料で提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証しているものではありません。
- 本資料について事前に東京証券取引所への書面による承諾を得ることなく、本資料およびその複製物に修正・加工したり、第三者に配布・譲渡することは堅く禁じられています。